

建築士事務所登録 各種手続き

一般社団法人岐阜県建築士事務所協会
平成23年4月1日作成版
平成25年4月1日改正
平成27年6月25日改正
平成29年4月1日改正

平成23年4月1日より、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会は、建築士法に基づく指定事務所登録機関として、岐阜県知事の指定を受け「建築士事務所の登録」業務を行うこととなりました。

～目次～

1	申請方法	・・・1
2	建築士事務所登録申請（新規・更新）	・・・2
	新規・更新の手続き 添付書類一覧表	・・・3
3	建築士事務所 登録事項変更届	・・・4
4	建築士事務所 廃業届	・・・5

1 申請方法

1-1 登録窓口

- ・ 一般社団法人 岐阜県建築士事務所協会
- ・ 住 所 〒500-8358
岐阜市六条南2丁目13番2号
- ・ T E L 058-277-9211
- ・ F A X 058-277-9212

1-2 受付日時

- ・ 月曜日から金曜日
午前9：00～12：00、午後13：00～16：30

1-3 休業日

- ・ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月6日）

1-4 お手続きの流れ

- ・ 申請用紙等は、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会のHPよりダウンロードできます
<http://www.gaaf.or.jp/work/index.html>

事前チェック申請（書類に必要事項記入の上、当協会にFAX送信）



前チェック完了（書類チェック完了後、申請者にFAX送信）



本申請（チェック事項を修正、原則簡易書留にて当協会に郵送（返信用簡易書留封筒同封）

※登録（新規・更新）の場合は、登録手数料払込証明書（写）を添付



申請書受領（再チェック後、簡易書留にて申請者に郵送 ※協会窓口受領も可）

※返信用簡易書留封筒が同封されていない場合、着払いで返送させていただきます

1-5 指定銀行口座

- 登録（新規・更新）に係る手数料は下記指定口座へ納めてください

金融機関	岐阜信用金庫	六条支店
口座	普通	0326568
名称	一般社団法人岐阜県建築士事務所協会 (一般会計) 会長 向井 征二	

- 振込に係る手数料は、登録申請者にてご負担をお願いします
- 岐阜県収入証紙での納入はできません
- 登録を中止された場合は、振込手数料を差引き返金いたします
- 振込依頼人名の先頭に、「△級—建築士事務所登録番号」を入力し、事務所名をご記入ください ※
新規の場合の建築士事務所登録番号は「0」をお願いします
(例) 1級の場合・・・1-12345ギフケンケンチクシジムシヨ
2級の場合・・・2-13456ギフケンケンチクシジムシヨ
木造の場合・・・モク-14567ギフケンケンチクシジムシヨ
新規の場合・・・△-0ギフケンケンチクシジムシヨ
※ △は、1. 2. モクをご記入ください

1-6 標準処理期間

- 新規登録申請 受理後 23日
 - 更新登録申請 受理後 15日
 - 変更届 受理後 7日
 - 廃業等届 受理後 7日
- ※土日祝祭日及び年末年始の休業日は除く。

2 建築士事務所 登録申請（新規・更新）

2-1 提出書類

〔一級・二級・木造〕建築士事務所登録申請書 + 添付書類

- 添付書類は、「添付書類 一覧表」のとおり
- 提出部数は2通（正本、副本 各1通）
なお、副本の添付書類は全てコピーでも可

2-2 登録手数料

- 一級建築士事務所（新規・更新）：17,000円
 - 二級建築士事務所（新規・更新）：12,000円
 - 木造建築士事務所（新規・更新）：12,000円
- ※1-5 指定銀行講座へお振込ください

2-3 申請時期

- 新規登録申請：随時
- 更新登録申請：有効期間満了の日前30日まで

＜新規・更新手続き 添付書類一覧表＞

1	建築士事務所登録申請書（第一面）〔正本・副本 各1通〕
2	登録（新規・更新）手数料、払込証明書の写し
3	所属建築士名簿（第二面）
4	役員名簿（第三面） ※法人のみ
5	業務概要書〔添付書類（イ）〕
6	略歴書（登録申請者）〔添付書類（ロ-1）〕
7	略歴書（管理建築士）〔添付書類（ロ-2）〕 ※管理建築士と、登録申請者（法人の場合は、その代表者）が同一の場合は、この書類を省略することができます
8	誓約書（登録申請者）〔添付書類（ハ）〕
9	誓約書（管理建築士）〔第2号様式〕
10	建築士事務所装備状況届〔第3号様式〕
11	事務所の内部及び外部の写真〔第4号様式〕 ※更新の場合は、外部の写真として、標識の内容が判読できる写真を貼付してください 外部の写真で標識の内容が判読できない場合は、標識のみの写真も添付してください
12	管理建築士講習修了証の写し
13	定款（法人の場合のみ） ※原本と相違ない旨記載、年月日、法人名、役名、代表者名、 法務局への登録法人実印が必要
14	管理建築士の専任性を証する書類の写し（新規の場合のみ） ※直近の勤務先の退職証明書、現勤務先名称が記載されている健康保険証、または源泉徴収票等を添付してください
15	建築士免許証の写し（新規の場合のみ） ※管理建築士、所属建築士
16	本人確認の書類の写し（新規の個人の場合のみ） ※保険証、運転免許証など
17	商業登記簿謄本（新規の法人の場合のみ）

※標識の様式は、岐阜県のホームページでご確認ください

（岐阜県HP [トップ](#) > [社会基盤](#) > [開発・地価・建築](#) > [建築指導](#) > 建築士事務所登録）

※法人の場合は、法務局への登録法人実印を押印してください。

3 建築士事務所 登録事項変更届

3-1 添付書類

[一級・二級・木造]建築士事務所登録事項変更届 + 添付書類

- ・ 提出部数は2通（正本、副本 各1通）

なお、副本の添付書類は全てコピーでも可

変更事項	添付書類
建築士事務所の名称及び所在地（個人・法人）	事務所の内部及び外部の写真[第4号様式] ※外部の写真として、標識の内容が判読できる写真を貼付してください。外部の写真で標識の内容が判読できない場合は、標識のみの写真も添付してください
登録申請者の所在地（個人）	運転免許証等の写し
登録申請者の所在地（法人）	商業登記簿謄本
登録申請者の名称（法人）	商業登記簿謄本 ※有限会社から株式会社の変更の場合、変更で可 ただし、謄本で変更が確認できる場合に限りです
法人の役員	略歴書[添付書類（ロ-1）] ※代表者変更の場合 誓約書[添付書類（ハ）] ※代表者、役員変更の場合 役員名簿[添付書類（別添1）]※代表者、役員変更の場合 商業登記簿謄本 ※代表者、役員変更の場合 退任（辞任）日、就任日が確認できるもの
管理建築士	略歴書[添付書類（ロ-2）] 誓約書[第2号様式] 管理建築士の専任性を証する書類の写し ※直近の勤務先の退職証明書、現勤務先名称が記載されている健康保険証、または源泉徴収票等を添付ください 管理建築士の建築士免許証の写し 管理建築士講習の修了証の写し 所属建築士名簿[添付書類（別添2）] ※管理建築士も記載が必要。所属の建築士全員記載する
所属建築士	所属建築士名簿[添付書類（別添2）] ※全員の建築士を記載 所属建築士の建築士免許証の写し ※新規の方のみの写しを添付

※標識の内容に変更が生じた場合は、「標識内容が判読できる写真」も必要です

事務所の内部及び外部の写真【第4号様式】に貼付しご提出ください

※法人の場合は、法務局への登録法人実印を押印してください。

3-2 届出時期

変更事由発生後、2週間以内（法第23条の5第1項及び第2項）

※所属建築士の変更のみ、3ヶ月以内

3-3 注意事項

以下の場合、変更届では処理できません 廃業届+新規登録の手続きをしてください

- ・ 個人登録で、登録申請者の変更の場合
- ・ 登録種別の変更（二級から一級又は、個人から法人、法人から個人など）の変更の場合
- ・ 事務所の所在地が県外移転の場合は、廃業→移転先の都道府県で新規登録

※法人の開設者の変更で、組織変更の場合は変更可

なお、組織変更であるかは、商業登記簿謄本で確認

4 建築士事務所 廃業届

4-1 提出書類

[一級・二級・木造]建築士事務所廃業届 + 添付書類

・提出部数は2通(正本・副本 各1通)

なお、副本の添付書類は全てコピーでも可

該当事由	届出者	添付書類
登録申請者が業務を廃止したとき	登録申請者であった者	—
登録申請者が死亡したとき	相続人	戸籍謄(抄)本 ※相続人との関係がわかるもの
登録申請者が破産したとき	破産管財人	破産管財人であることがわかる裁判所の証明書
法人が合併により解散したとき	代表者役員であった者	合併により解散したことのわかる閉鎖謄本など
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	精算人	解散したことのわかる商業登記簿謄本

4-2 届出時期

該当事由発生後、30日以内(法第23条の7)

4-3 注意事項

二級から一級への登録種別の変更などの業務の継続が必要な場合は、「届出事由の生じた日」欄は空欄としてください

※業務の廃止日と新規登録年月日の整合を行います